

(別表1)

対象施設等補助概要

補助対象施設等については、下の表のとおりです。

整備区分	事業種別	設置主体	補助金額等
・創設	主たる対象者が 重症心身障害児 である、 児童発達支援 放課後等デイサービス 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	社会福祉法人等(※2)	【障害者施設】 1 創設補助金額 国庫補助基準単価と補助対象経費（工事費及び工事事務費）に3／4を乗じた額を比較して少ない方の額
・創設 ・増築	短期入所	社会福祉法人等	2 大規模修繕等 国が必要と認めた額と補助対象経費（工事費及び工事事務費）を比較して少ない方の額に3／4を乗じた額
・改築 ・大規模修繕等 ・スプリンクラー設備等整備 ・老朽民間社会福祉施設整備 ・応急仮設施設整備 ・避難スペース整備	療養介護 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 障害者支援施設 障害児入所施設 障害児通所支援施設等(※1)	社会福祉法人等 社会福祉法人等 (医療法人を除く) 社会福祉法人(※3) 社会福祉法人等	3 補助率(※4) 国：2／3 市：1／3 【障害児施設】 1 負担割合 国：1／2 市：1／4 設置主体：1／4 2 補助金額 国：交付基礎点数に1,000円を乗じた額と交付対象経費に国負担割合を乗じた額を比較して少ない方の額 市：国交付金額に1／2を乗じた額
・改築 ・大規模修繕等 ・応急仮設施設整備 ・避難スペース整備(居宅介護及び相談支援事業所を除く)	居宅介護 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 相談支援事業所 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 障害児相談支援事業	社会福祉法人等	
・大規模修繕等 ・スプリンクラー設備等整備	福祉ホーム	社会福祉法人等	

(※1) 障害児通所支援施設等とは、福祉型・医療型児童発達支援センター及び児童発達支援、放課後等デイサービスを実施する事業所等です。（福祉型・医療型障害児入所施設を除く）

(※2) 社会福祉法人等とは、地方税法の規定により固定資産税を課されない法人（社会福祉法人・医療法人・公益社団法人・公益財団法人・特例民法法人・日本赤十字社等）・学校法人・NPO法人・営利法人・一般社団法人、一般財団法人等です。

(※3) この欄の社会福祉法人とは、社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは公益社団法人又は公益財団法人です。

(※4) 補助対象外経費について

次の経費は補助対象外となり、設置主体の自己負担となります。

- 1 外構工事（建物以外の土地に固着している門、塀、舗装、造園植栽、外灯等）
- 2 土地の買収又は整地に要する費用
- 3 既存建物を買収に要する費用
- 4 職員の宿舎に要する費用
- 5 備品関係（机、椅子、パソコン等）
- 6 設備（施設の設計に影響を及ぼさない設備、施設に固着していない設備）
- 7 不動産登記関係手数料
- 8 各種申請手続費（電力会社、水道局、消防局等）
- 9 その他施設整備費として適当と認められない費用等（租税公課、道路占有料、借地料、各種保険費（雇用保険、労災、健康保険、住宅瑕疵担保責任保険、建設工事保険）、退職給付等）

【補助金額の例】

・障害者施設整備

生活介護(創設：本体、利用定員20人以下、都市部)で対象経費が5,000万円の場合

国庫補助基準額 6,780万円 対象経費 5,000万円×3/4=3,750万円
を比較して少ない方の額(3,750万円)が国・市合計の補助金額となります。
この補助金額の内訳は、上記補助率のとおり
国 3,750万円×2/3≒2,500万円 市 3,750万円×1/3≒1,250万円
となります。

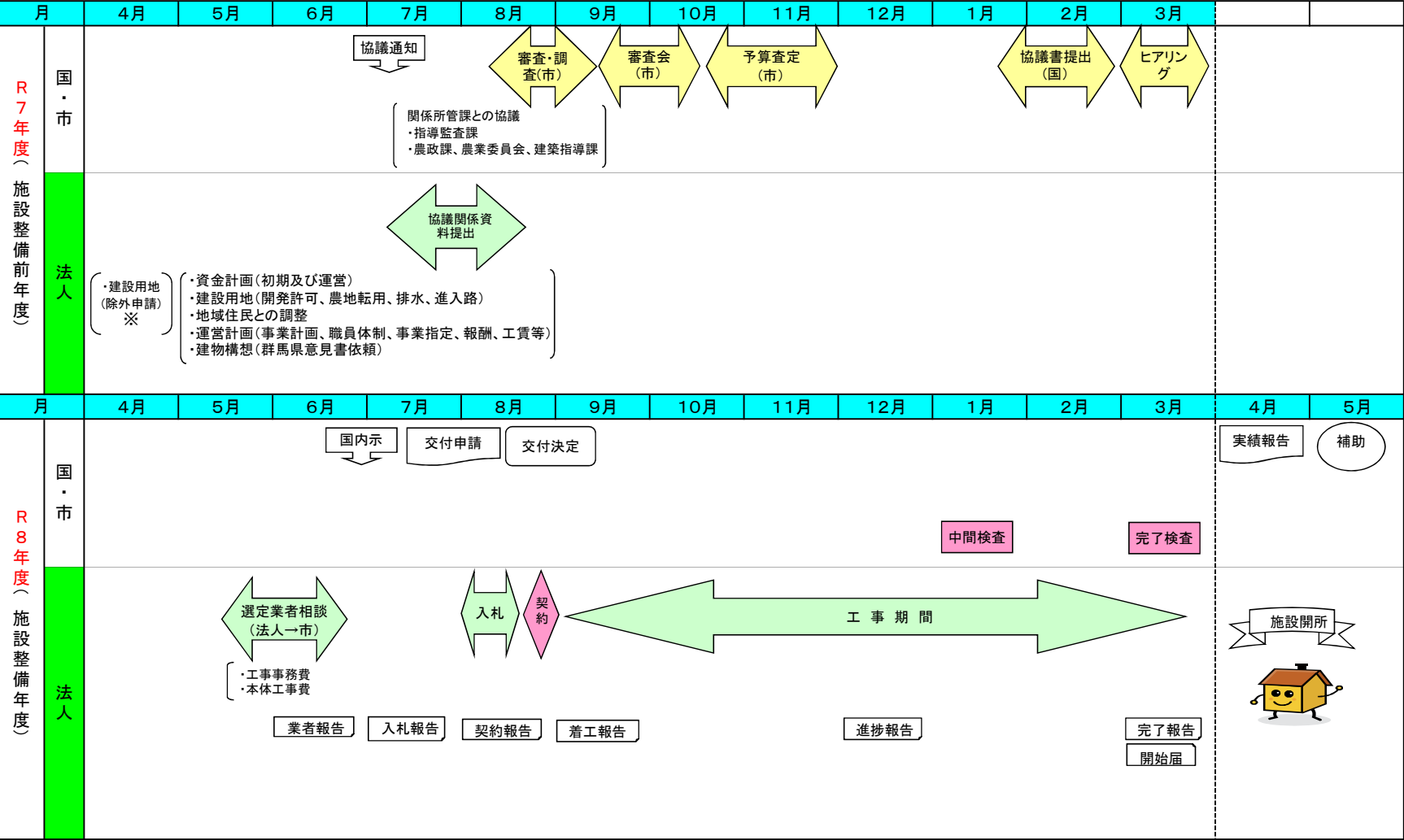
・障害児施設整備

児童発達支援事業所(創設：本体、利用定員20人以下、都市部)で対象経費が5,000万円の場合

- 国交付金額
交付基礎額 交付基礎点数(45,308点)×1,000円=4,530.8万円 対象経費 5,000万円×1/2=2,500万円
を比較して少ない方の額(2,500万円)となります。
- 市補助金額
国交付金額×1/2=1,250万円となります。

(別表2)

障害者社会福祉施設整備の年間スケジュール (令和7年度～令和8年度)



※施設建設に農用地区域の除外申請が必要な場合は、R7年4月中旬までに市農政課に手続きが必要です。

(別表3)

国庫補助金等による社会福祉施設等整備に関する入札契約等取扱基準(※)

1 工事又は製造の請負

契約予定額	入札等	作成書類
10万円以下	一般競争入札、5者以上の指名競争入札または2者以上の見積合わせによる随意契約	契約書または請書若しくは省略
10万円超130万円以下		契約書または請書
130万円超700万円未満	一般競争入札または5者以上の指名競争入札	契約書
700万円以上	一般競争入札または10者以上の指名競争入札	契約書

根拠

- ・前橋市契約規則 第15条、21条
- ・前橋市工事等入札契約事務取扱要領 第3条

2 物品購入

契約予定額	入札等	作成書類
10万円以下	一般競争入札、2者以上の指名競争入札または見積合わせによる随意契約、若しくは見積合わせ省略による随意契約	請書または省略
10万円超50万円以下	一般競争入札、3者以上の指名競争入札または見積合わせによる随意契約	請書
50万円超80万円以下		契約書
80万円超	一般競争入札または4者以上の指名競争入札	契約書

根拠

- ・前橋市契約規則 第15条、21条
- ・前橋市物品購入等契約事務取扱要領 第4条

3 工事事務費(設計費・工事監理費)

契約予定額	入札等	作成書類
10万円以下	一般競争入札、2者以上の指名競争入札または2者以上の見積合わせによる随意契約	契約書または請書若しくは省略
10万円超50万円以下		契約書または請書
50万円超100万円未満	一般競争入札または3者以上の指名競争入札	契約書
100万円以上500万円未満	一般競争入札または4者以上の指名競争入札	契約書
500万円以上	一般競争入札または5者以上の指名競争入札	契約書

根拠

- ・前橋市契約規則 第15条、21条
- ・前橋市役務等業務に係る契約事務取扱要領 第5条、6条、8条

4 その他

地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に該当する場合は、上記契約予定額にかかわらず、随意契約によることができる。その際、契約の相手方を特定する随意契約によるとき、見積書の徴取は前橋市契約規則第17条第1項ただし書の規定により1人とし、契約書または請書若しくは省略(契約予定額による。)を作成するものとする。

※ 国庫補助金等とは、国庫単独、国庫及び県費若しくは市費又は市費単独や民間公益補助の場合をいう。なお、県費単独事業は、実施要綱等に定める入札契約手続とし、定めがない場合は社会福祉法人経理規程による手続とする。又、社会福祉法人単独で施設整備を行う場合は、各社会福祉法人の経理規程等に定める手続で取扱うこととする。